

令和6年第4回定例会（12月3日招集）

嘉島町議会会議録

令和6年第4回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和6年12月3日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	境野隆文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 5 議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） みなさんおはようございます。令和6年第4回嘉島町議会定例会に全議員さんに出席をいただきましてありがとうございます。今年1年間を振り返りますと、正月早々に能登半島地震が発生し、情報では死者数475人。直接死が228人、関連死が247人と多くの犠牲者が出ました。また、奥能登豪雨をはじめ、線状降水帯による浸水等で甚大な被害も発生しております。夏場には、ほぼ毎日のように熱中症アラートが発令され、35℃以上の猛暑日の記録を各地で観測史上最長を更新しました。特に、7月の気温は気象庁に記録が残る126年間で最も暑かったと発表されました。温暖化の影響によるものと思われますが、今後はこのような事態の発生が予想されます。十分注意を払う必要を感じています。それでは始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和6年第4回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、2番 木下 武議員、3番 穴井 智子議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月5日までの3日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（森田義雄君） 日程第3 議長報告となっております。

議長及び一部事務組合議会の概要については、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願いを申し上げます。また、9月から11月までの、例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。併せて、ご参照ください。

以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第7号 専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出 嘉島町長 鍋田 平

1 事故発生日時 令和6年6月14日（金）午後3時40分頃

2 事故発生場所 嘉島町大字北甘木563番地南西約50メートル先路上

3 和解の相手方 御船町在住者（男性、車両所有者）

4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方（車両所有者の妻）が運転する車が町道を走行中、道路に出てきていた竹に接触し、車体に損害を与えた。

5 損害賠償の額 215,623円

6 和解事項 本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないこと。

7 専決日 令和6年9月16日

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第7号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第8号 専決処分の報告について、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出 嘉島町長 鍋田 平

1 事故発生日時 令和6年3月25日（月）午前10時5分頃

2 事故発生場所 嘉島町大字鯉1180番地2先路上

3 和解の相手方 東洋羽毛九州販売株式会社熊本営業所

4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方職員が運転する社用車が町道を走行中、ポットホールにはまり、タイヤに損害を与えた。

5 損害賠償の額 27,390円

6 和解事項 本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないこと。

7 専決日 令和6年9月24日

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第8号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 議案の上げ及び提案理由の説明となっております。

○議長（森田義雄君） 日程第6 議案の上げ及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）

議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の8件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） みなさんおはようございます。議長のほうからご挨拶もありましたが、今年は能登半島地震が発生し、お亡くなりになられた方にお悔やみと被害にあわれた方にお見舞いを申し上げます。また、今年は猛暑で町民の皆様の健康や農作物への影響を大変心配いたしました。最近は朝夕、肌寒さを感じる季節となりました。今後、寒暖差が一段と激しくなると思いますので、健康には十分留意していただきたいと思います。本日はお忙しい中に議員の皆様、全員出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから9月以降の町政報告を行ないます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、10月から65歳以上の高齢者等を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を行なっています。自己負担額は3,000円で、接種期間は令和7年3月末までです。

高齢者等のインフルエンザ予防接種及び任意インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種を10月から12月末までの期間で実施しています。自己負担額は2,000円です。また、インフルエンザ定期予防接種の対象外である64歳以下の人に対する任意インフルエンザ予防接種助成事業を10月から新たに実施しています。接種期間は12月末まで、接種1回あたりの町助成額は1,000円です。

産後ケア事業につきましては、12月1日から事業を実施しています。出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に心身のケアや育児のサポートを行う事業で、日帰りや宿泊で施設において支援を受けたり、助産師等が自宅に訪問しての支援を受けることができます。

母子手帳アプリにつきましては、11月1日から母子手帳アプリ「かしまっこ」を導入しました。従来の母子健康手帳に加えて、スマホのアプリを利用して、子供の成長や予防接種の履歴を記録することができま

す。

健康保険証廃止につきましては、12月2日に健康保険証が廃止されることにより、今後は新規の交付は行わず、原則としてマイナ保険証を利用することになります。なお、既に交付を受けている保険証は、有効期限が切れるか、1年を経過するまでは利用可能です。

嘉島町農業委員会の委員募集につきましては、令和7年3月31日をもって任期満了になることから、17名の募集に対し、17名の応募・推薦がありました。今後、嘉島町農業委員候補者評価委員会を開催し、3月定例会にて議会の同意を求める予定です。

下水道事業につきましては、9月以降、上仲間地区の嘉島7号汚水幹線（13工区）管渠築造工事及び上島汚水中継ポンプ場（No.2）オーバーホール修繕工事を発注しました。今後も、引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠整備を進めてまいります。

町民体育館屋根改修工事につきましては、雨漏り解消のための工事に着手しました。体育館アリーナを利用しながら改修工事が可能なカバー工法で施工し、来春の竣工を予定しております。

井寺古墳の災害復旧状況につきましては、平成28年熊本地震により、被災した井寺古墳の復旧は、安全対策などの面から石室内の調査ができない状況にありましたが、今年度中に石室内へ侵入するための安全装置の設置を行い、専門家による目視調査をおこなった後に復旧工法の検討を進めていく予定としております。

企業立地につきましては、上仲間地区に水光商事株式会社の「アクアクララ新取水処理施設」が完成し、10月より操業を開始されました。同施設には、水害などの災害時に避難できるスペースを設置いただき、大変心強く感じているところです。また、下仲間には本社をおく株式会社新興運送の第三物流センターが上仲間地区に11月完成し、規模拡大して創業されるなど、企業の立地が進んでいます。企業の進出は、産業の振興や雇用の創出につながりますので、今後も企業誘致に取り組んでまいります。

社会教育関係イベントにつきましては、「ジョイフルスポーツかしま2024」と「第2回嘉島町ロードレース」を11月10日に開催し、多くの町民の方々に参加を頂き、盛会の中に終えることができました。また、12月8日には上益城郡町対抗駅伝大会が予定されており、嘉島町選手団の健闘を期待しているところです。今後は、「第20回人権を考える町民の集い」を12月7日に、「二十歳を祝う会」を来年1月12日に、いずれも町民会館ホールアクアにて開催する予定としております。

令和6年分所得税及び個人住民税の定額減税につきましては、令和6年度税制改正により、6月より定額減税を実施しました。また、所得税・住民税において減税額が定額減税可能額に満たない場合、調整給付金を支給しました。初回振込を8月23日に行い、これまでに2,192名、1億373万円の振込が完了しております。

令和6年度算定分物価高騰対応重点支援交付金につきましては、物価高による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり10万円を支給します。初回振込を令和6年8月30日に行い、これまでに100世帯、1,000万円を振込みました。また、住民税非課税世帯に該当しないものの、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方等を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。初回振込を令和6年8月30日に行い、これまでに67世帯、670万円を振込みました。住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対しては、その世帯員である18歳以下の児童1人あたり5万円を加算支給します。初回振込を令和6年8月30日に行い、これまで65名分、325万円を振込みました。

上益城5町のごみ処理施設につきましては、上益城広域連合において、11月に建設予定地の概略予備設計業務委託が発注されており、図面作成及び概算費用の算出が行われております。また、民間事業者「株式会社シムファイブス」におきましては、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントが実施されており、現地調査や予測評価の手法を検討する方法書までが終了しております。現在は方法書に基づく大気環境や水環境などの現地調査を進めており、令和7年6月ごろに準備書が完成する予定です。その後、評価書段階と進み、令和8年3月までに環境アセスメントが完了するスケジュールとなっております。今後になりますが、環境アセスメントが完了し、事業計画が適切であると判断できれば、改めて上益城5町等と事業者が環境保全協定及び立地協定等を締結し、各法令の許可手続きを経て土地の造成、施設の建設を行なう予定となっております。今後も各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めてまいります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗につきましては、本年は活断層等の影響のありました1-1工区の換地設計を行い、権利者の皆様への周知説明を実施いたしました。12月中には仮換地指定通知を送付し、年明け（来年）3月に1-1工区南側の造成工事を着手いたします。また、現在1-1工区と並行し

て2工区に関する事業計画書の変更を進めております。熊本県の認可後、2工区の権利者の皆様への仮換地の説明を実施してまいります。

戸籍証明書の広域交付につきましては、令和6年3月1日に改正戸籍法が施行され、本籍地でなくても戸籍証明書及び除籍証明書を取得できるようになりました。嘉島町に住んでいるけれど本籍地が遠くにある方、ほしい戸籍の本籍地が全国各地にある方も、嘉島町の窓口でまとめて請求することが可能になりました。

小中学校施設整備につきましては、児童・生徒数の増加に伴う東小学校校舎増改築工事は、建築箇所の法面掘削を終え、年度内で杭工事を含む基礎工事を完了する予定です。西小学校と中学校のエレベーター設置工事については、ほぼ予定通り工事が進んでおり、年度内に完成見込みです。また、別に行なっている中学校の改修工事は、特別教室棟の雨漏り補修が完了し、バリアフリー対策や増築工事に向けた一部教室や生徒昇降口等の改修を進めています。

交通渋滞対策につきましては、9月11日に熊本市圏の渋滞解消に向けた熊本県と嘉島町のトップ会談が本町で行われました。熊本県から木村知事を筆頭に亀崎副知事のほか、交通インフラ整備を担う主要部局の皆様と本町が抱える「主要渋滞箇所の削減」「通勤の利便性を図るバス路線網の充実」及び「3連絡道路の早期実現」などについて情報共有と意見交換を行いました。会談の最後には「周辺自治体とも連携しながら、あらゆる手段を講じて都市圏全体の渋滞解消に向けて取り組んでいく」と木村知事より力強い言葉頂きました。

簡易水道事業及び下水道事業につきましては、簡易水道の利用状況は、10月末現在95世帯（2事業所を含む）322名となっております。配水管布設につきましては、北甘木既存集落内の工事となる東部地区配水管布設工事（8工区）と（9工区）を発注しました。今後も引き続き嘉島東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗状況に併せて随時工事を進めてまいります。下水道整備状況につきましては、令和6年3月31日現在で計画面積452.6haに対し、整備済み面積が274.1haで、整備率60.6%となっております。また、接続率は同じく前年度末現在で、供用開始区域内人口7,941人に対し接続人口が6,611人の83.3%となっております。

通学路の安全対策につきましては、通学路交通安全プログラムにおいて危険・要注意箇所である道路の歩道整備に着手しました。区間は嘉島中学校の北側に位置し、東西に延びる道路で、嘉島中学校北側交差点付近より嘉島東小学校西側までとなります。朝夕は特に登下校する生徒が多い路線で自転車の交通量も多いため歩道を整備するものです。本年度より測量設計を行なった後、用地買収、歩道の工事を進めてまいります。

以上が1年間の主要事業でございました。

それでは、提案理由の説明を行います。

○議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたため及び個人番号の独自利用を行う事務等を追加するため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

今後新たに増加する事務に対応するとともに、今後の人口増加に対して安定した行政サービスを提供できる環境を確保するため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

企業誘致を促進するため、申請手続きの制限を緩和する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

○議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）について

令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,916万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,072万5千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,723万円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,651万4千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益に105万2千円追加し、総額を4億7,851万3千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を796万3千円減額し、総額を4億3,723万9千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債を520万円、第4項 国庫補助金を703万1千円減額し、総額を4億1,627万3千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を1,279万円減額し、総額を5億8,831万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で町長の説明を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。なお、明日4日は議案の調査のため休会。次回は5日となっております。当日は定刻までに本会議場にご参集ください。本日はこれで散会します。

散会 午前10時35分

令和6年12月4日（水曜日）

休 会

令和6年第4回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和6年12月5日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	境野隆文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第55号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 5 議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 議員提出議案の上程及び提案理由の説明 質疑 討論 採決

議員提出議案第2号 嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案第3号 嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第1 同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

追加日程第2 同意案第5号 教育委員会の委員の任命について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第4回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、7名の議員から通告がっております。順次質問を許します。まず、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） おはようございます。通告によりまして、質問をさせていただきたいと思います。お時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

それではまず第1点目でございます。転作作物の対応についてをお聞きしたいと思います。

土地利用型農業の先進地である嘉島町では、町内全域における転作作物のブロックローテーションの実施について、各農業者、団体又事務局等の努力により維持されてきました。前蒲島知事も上空より視察され嘉島町の輪作体系は素晴らしいと当時絶賛されたこともあります。国策である農業において遥か昔は減反政策、現在は水稻の作付目標面積となっておりますが、町単独でこの政策基準をクリアしていた町村は極僅かであったと記憶しており、嘉島の農業者のほとんどの方々が国策に準じて営農をされている素晴らしい町だと思っております。その為、国策の基準を遵守することは国との信頼関係を保つうえで大変重要と思われま

す。転作作物「大豆」は本町の特産品として作付にも力を入れており、一昨年より大豆7割水稻3割の作付に大きく変更し、農業者への交付金による収入も向上することとなりました。しかしながら、天候に左右される農業において今年は高温気象や僅かな作付時期のずれ及び土壌の状態による発芽不良、立ち枯れなども発生し、鋤き込みを余儀なくされた圃場も多数発生したと聞いております。

地域農業再生協議会事務局においても公平公正を保つうえで、転作確認作業を10月に2回目を実施されるなど大変ご苦労なされたと推察します。

そこでお尋ねいたしますが、今年のような高温気象は今後も続くと思われま

すが、2回目の転作確認にて計画変更が生じた水田面積はどれくらいの面積でしょうか。今年度の2回の転作確認作業を実施された結果を基に来年度どうされるのでしょうか。また、大豆は連作障害が3年目以降は発生しやすいことや大豆の収穫遅れによる次期作の麦作付の遅れが発生するなど大豆作付拡大3年目を迎えるにあたり、検証は考えられているかお尋ねします。

最終的な決定は地域農業再生協議会の決定によるものと思われま

すが、現時点での執行部の考えをお聞かせください。

よろしく願います。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） おはようございます。農政課長の永田です。よろしく願います。1番春日議員のご質問にお答えいたします。

嘉島町の農業、米・麦・大豆の普通作におきましては、国の交付金を活用した農業政策を実施し、昭和62年からブロックローテーションの導入やかしま広域農場の設立などを行い、県内でも有数の土地利用型農業の先進地となり、模範的な農業を展開しております。

ご質問にありましたように、今年大豆作におきましては、7月から8月にかけての猛暑と災害級の渇水のため、発芽不良の圃場が散見される事態に遭遇しました。そのため、鋤き込みをした圃場か発芽不良の圃場か確認する必要が生じたため、10月7日から2回目の転作確認を実施いたしました。その際、交付金は受給できないが、圃場管理のため（雑草を一度はやしてしまうと、その後の処理が数年に及ぶため）、やむを得ず鋤き込みを行なったという圃場が人数で36名、面積で13.1haに上りました。

次に、来年度からの転作確認の方法につきましては、新たに圃場管理の問題（適期に基幹作業ができて

いるかどうかの検証を行う必要）が出てきましたので、これまで8月に行なっていた転作確認を10月に行う

などの変更案を次回の再生協議会（来年2月開催予定）に議題として上程させていただきたいと考えております。

最後に、大豆の連作障害の検証・対応につきましては、農協などの関係機関との協議が必要となるため、営農振興会等で協議を行い、次回の再生協議会に議題として上程させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、嘉島町は古くから国の政策に則った農業を展開しております。国の基準として、経営所得安定対策等実施要綱のなかに「適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合」や「管理不十分のために収穫物を毀損させるなど交付申請者が当然に払うべき注意を怠っている場合」などには交付金は交付できないと明記されています。

農業において、適期作業と圃場管理が特に重要となりますが、現在、圃場ごとに基幹作業の時期や雑草処理ができていない圃場が見受けられます。また、今後、地域計画の実現に向けましても、圃場管理が重要な作業になると考えられますので、今一度、農作業の適期作業を遵守していただきたいと考えております。これまで申し上げておりますとおり、町としましては農家所得の向上を第一と考え、農家の皆様方にできる限り交付金を受け取れるように関係機関と一体となって進めていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁をおわります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま農政課長のご回答大変ありがとうございます。

嘉島町の行政についても、これだけ役場が農政に深く関わっている自治体は郡内をみてもそうないと思います。これからもよろしくお願いいたします。今回2回目の転作確認とその後の対応についてもお疲れ様でした。生活に直結する農業者の皆様にとっても大変な1年になったと思います。麦の収量減少と、圃場により大豆の鋤き込み、生育不良など厳しいなか、米価が上昇したことがせめての救いになったのではないかと思います。

今回の町の対応が、来年先からの基準になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。いろいろと管理作業などがございますけれども、やはり適宜適時は農家さんで変わってきますので、そのへんはよろしくお願いいたします。

今年のような気候は作付や管理作業に来年参考にできないという見方もございますが、気候変動は続くものと思われます。経営所得安定対策の交付金がしっかり農業者の所得につながるように新たな取り組み等を期待するところです。

大豆のA1の実証試験も現在行われていますし、新たな品種「ソラミノリ」も数10%の収量増になると聞き及んでいます。実需者の反応が一番になりますが、畑作物の麦・大豆の交付金は収量を上げれば、その分上乗せになりますし、管理の分野においても中耕や除草剤の適期の使用で対応できるなどの話を聞きました。各団体で県外先進地研修も行われているようですので、情報を営農振興会や地域農業再生協議会において、しっかり議論をしていただき、早い取り組みをお願いしたいと思います。

最後になりますが、鍋田町長にお尋ねします。今回2回目の転作確認時において、鋤き込んだ圃場においても管理した形跡があれば交付金は出るなどの情報を一部の農家さんへ発信されたと聞きました。それを聞かれた農家さんは鋤き込んだ圃場について管理作業を実施されました。私も数件の農家さんに尋ねられ、出荷する圃場が交付金の対象です。国の基準で進む農業は町長の言葉で左右されるものではないですよとお答えしました。事実そのような言動があったのか確認します。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 春日議員にお答えします。言っておりません。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいまはっきりとした町長のご回答をいただきました。こういう場ですので嘘はないと思いますので、私がその地域の方からお聞きしたことが誤りだったのかもしれません。ただ、その方がそういうことを発せられたということをお聞きしたので、私は今回確認させていただきました。

そのようなことは事務執行部の農政課と真逆の回答になりますので、そういう噂がないように今後も注

意していただきたいと思います。それでは次の質問に移らせていただきたいと思います。

ご意見箱の取り扱いについて伺います。町長は就任当初より、開かれた行政を提唱されていますが、その手段としてご意見箱を設置されたと思います。多数の町民の方が、ご意見を出されているものと思われます。他町の例をみると、ある程度の規制として「個人の誹謗中傷、政治的、宗教的及び営業的なご意見等のご遠慮ください。」などの注意書きや要綱を制定され、広報誌やホームページにおいて公表しますなどの記述もあります。本町の場合、「なんでも結構です。意見やアイデアをお願いします。」とホームページ上に記載されているだけです。

当然、記名にてご意見をされた方への回答はされているものと思いますが、中には無記名の方もおられると思います。ご意見は個人情報を除き公表すべきと考えますが、いかがですか。

また、利用上の注意や要綱など適切に対応することなどの規定は考えているのか伺います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 1番 春日議員のご意見箱の取り扱いについて回答いたします。

ご意見箱については、開かれた行政の一環として、本年4月1日に役場玄関ロビーに設置しました。町民の皆様のご意見を幅広く聞き、調整に反映したいと考えたからです。町民の皆様が町政に関してお気づきになられたこと、ご提案、まちづくりのアイデアなどを寄せていただき、魅力あるまちづくりに反映します。

なお、もともとご意見を公表する方針ではありませんでした。寄せられたご意見については、担当課で情報を共有し、町政に反映させます。また、問題点の指摘があれば再発防止に努めます。なお、実名でのご意見については、必要に応じて意見をいただいた方への回答もしております。意見を公表しなくても、ご意見をまちづくりに十分生かしていくことができ、いまのところ公表する考えはありません。ただ、意見を寄せられた人が町民みんなに周知してほしいなどの要望があれば、臨機応変に対応していきたいと考えております。

また、春日議員がご指摘の誹謗中傷や政治的、宗教的及び営業的な意見については町として慎重に対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ご回答ありがとうございます。ただいまの回答の主旨はいただいた意見やアイデア、及び問題点を町政に反映し、魅力あるまちづくりにしたいとの方針であったと思います。であるならば、「なんでもよい」ではなく、町政に関することとして意見を求めたほうがよいと思います。また、行政が意見を求めるのであれば、公表は必然的なものと思いますが、公表しないのであるならば「入り口は開いて出口を塞いだ」ととられるのではないのでしょうか。最低でも、〇〇にすることが何件あったとか事案ごとの件数くらいは公表してもいいのではないかと思います。これからのますます開かれた行政を進めるうえでは、ご検討をよろしくお願いいたしますと思います。

また、慎重に適時対応しますということであれば、案件ごとにあやふやになると思います。そのへんをしっかりと決められて、要綱を制定されるなど、これは投稿される町民の方と町の信頼関係を築くうえでも大変重要な要綱になると思います。そういったことを明確にされることでよりよい意見箱になると思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田義雄君） 以上で春日議員の質問を終わります。続いて、2番 木下 武議員の質問を許します。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○2番（木下武君） おはようございます。2番 木下です。

まず、町民会館の利便性の向上について、5点質問をさせていただきます。

1点目、町民会館には授乳室が設けてありませんが、授乳室の設置の計画はあるのか。

2点目、図書室には自習スペースが現在30席あるが、週末や夏休みなどの長期休暇は席が不足することが多く、利用できない方もおられます。その際の対策として会議室の開放などの考えはあるのか。

3点目、図書室の開館時間は現在火曜日から日曜日・祭日の9時から17時となっていますが、週に1日だけでも夜8時まで開館するなど、幅広い年代の方が利用できるようにするために開館時間の見直しはでき

ないか。

4点目、催し物が重なった時など、混雑時の町民の利用者の駐車場の確保について考えはあるのか。

5点目、町民会館は避難所として利用されていますが、受け入れ人数に対して、トイレの数の確保は十分にあるのか。企業との災害協定は結んであるのか。また、夏場の熱中症対策（エアコンは十分使用可能か）をお伺いします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく願いいたします。2番 木下議員の質問にお答えいたします。

町民会館は、その名のとおりの町民の芸術文化の向上と地域交流の活性化を図ることを目的とした施設であり、多くの町民の方々に利用していただくよう施設の管理運営に努めているところでございます。

木下議員より、会館の利便性向上について5点の質問がございましたが、まず1点目の「授乳室やおむつ替えのスペース設置は」とのご質問についてお答えします。現在、町民会館には保健センター内に1箇所授乳室を設けておりますが、ホールや会議室の利用者、特に子育て世代の方の利用を考えますと保健センター以外に新たな授乳室の設置を検討する必要があると考えます。しかしながら、建物の構造上、既存の限られたスペースでの設置となりますので、設置可能な場所、利用しやすい場所などを考慮したうえで、おむつ替えのスペースを含めた授乳室の設置に向けて検討してまいります。

2点目の「図書室利用者への会議室の開放は」とのご質問についてお答えします。会議室の利用者には使用料を支払っていただくことを原則としていること、また、管理体制を確保する必要があることから慎重な検討が必要となるものと考えています。

3点目、「図書室の利用時間の見直しの考えはないか」とのご質問についてお答えします。現在、図書室は午前9時から午後5時までの開室時間となっており、平日のご利用が難しい方のために土・日・祝日も開室しております。また、開室時間内に返却ができない方のために、町民会館入口横に24時間対応の返却ボックスを設けております。利用時間の延長を行う場合、それに伴う予算や職員の確保などが必要となりますので、現時点では利用時間の見直しは考えておりません。

4点目、「催し物が重なったときなどの駐車場の確保は」とのご質問についてお答えします。図書室利用者など、催し物以外の来館者用の駐車場として会館南側駐車場の一部を確保するなどの対策をとっております。また、町民会館駐車場だけでの収容が困難な催し物がある場合は、文化財センター駐車場など周辺の公共施設駐車場の使用をお願いしているところです。

5点目、「避難所としての町民会館」に関するご質問についてですが、避難所の運営等につきましては、町長部局所管となりますが、社会教育課からまとめてお答えします。町民会館を避難所として全館を利用した場合、110区画に330名の受入れが可能となっております。今年8月の台風10号に伴う避難所開設の際には、ピーク時に40世帯、60名。一昨年9月の台風10号の際には、ピーク時に73世帯、130名を受け入れております。その際に、ホワイエとエントランスのトイレをご利用いただいておりますが、不足する事態はなかったものと認識しております。仮に、300名を超える避難者数があった場合でも、500名収容のホール利用者にも対応しておりますので問題ないと考えております。また、災害協定は結んであるかとのことですが、町民会館には非常時に備えて自家発電装置がございますが、燃料補給に関しましては、上益城農業協同組合との災害時における応急対策に関する協定書のなかに、燃料の優先的かつ安定的な供給に関する事項も盛り込まれておりますので、その協定により対応する予定としております。さらに、夏場の熱中症対策につきましては、通常時は全館エアコンの使用は可能ですが、停電時には非常用電源に切り替えることから、エアコンの使用はできません。また、停電に際し、要支援者等で常時電源が必要な避難者につきましては、非常用電源が使用可能な区画を準備するなどの対応を行うこととしています。

以上のことも踏まえたうえで、今後も多くの町民の方々に利用していただけるよう、町民会館の利便性向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○2番（木下武君） 回答ありがとうございます。今後も本町の町民会館が誰もが利用できるから利用したくなる、利用者満足度の高い公共施設となりますよう利便性の向上をお願いします。

次の質問に移ります。乗合タクシー「ゆうすいGO」についてお尋ねします。嘉島町乗合タクシー利用者

アンケートを実施されたと思いますが、アンケート結果による改善の状況を伺います。私が特にお尋ねしたいことは「帰りの便予約後、待ち時間が長いため不便である」「循環型にできないか」「タクシー券の補助にできないか」「日曜、祝日の運行はないのか」以上、4点です。

運行にあたって、効率性や費用面で難しい部分もあると思いますが、なにか改善策の検討はあるのか伺います。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしく願いいたします。2番 木下議員の質問にお答えします。

まず、嘉島町乗合タクシー「ゆうすいG0」利用者アンケート結果の概要について説明をいたします。アンケートは運行開始から1年を経過した段階での評価やご意見等をいただくことを目的として令和6年3月に実施しました。調査対象は昨年12月までに乗合タクシー利用登録している20歳以上の方177名で、回答者は112名、回収率は63%でした。アンケートの内容は回答者の負担を考慮し、6問に絞り回答をお願いしました。

1つ目の問では、ゆうすいG0への乗車回数についてお尋ねをしたところ、46%の方が「利用したことがない」と回答されました。理由としては自分で運転するや自転車・徒歩移動などの代替手段があるとのことです。乗車経験がある方の利用回数は1～3回が16%、4～10回が22%、10～20回が8%、20回以上が8%の結果となりました。

2つ目の問では、ゆうすいG0の満足度について10段階評価をお願いしたところ、平均点は6.9点と概ね満足の評価ではありましたが、5点以下をつけられた方が35%と課題も多い結果となりました。

3つ目の問では、ゆうすいG0の利用目的についてお尋ねをしたところ、医療機関が32%と最も多く、以下買い物、金融機関、公共施設の順での利用が多くなっています。

4つ目の問では、ゆうすいG0の改善の必要性の有無についてお尋ねをしたところ、81%の方が「改善が必要」との回答をいただきました。理由としては便数の少なさや定時制が確保できないなどに関するものが多くありました。

5つ目の問では、ゆうすいG0に乗車したい時間帯についてお尋ねしたところ、自宅からの出発便は10時、9時、13時、自宅へ帰る便は12時、15時、11時の順に回答数が多く、これらの時間帯は既に現在運行中であり、概ね需要に即した運行ができていないのではないかと考えられます。

6つ目の問は、自由意見として記載をいただいたところ、「大変助かっています」など好意的な意見がある一方、予約の煩わしさや定時制の確保ができない点、便数の少なさなどのさまざまなご指摘をいただきました。

以上がアンケート結果の概要となります。このアンケート結果を踏まえ、町としては運行事業者など関係機関と協議を行っており、日・祝日も含め、可能な範囲で増便や指定乗降所の追加の検討を行い、利便性の向上を図りたいと考えております。

また、循環型につきましても乗合タクシー導入時に検討いたしましたが、乗降所までの移動を不便に感じられる方が多い点や利用がなくても稼働が必要な効率性などを踏まえ、本町においては現在の予約型乗合タクシー方式が適していると判断し、導入しました。新たに循環型を導入することやタクシー券の補助を行うとなれば、費用面で多大な財政負担が生じますので、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（木下武君） 議長。

○議長（森田義雄君） 木下議員。

○2番（木下武君） 回答ありがとうございました。アンケート結果を受けて、可能な範囲で完全を考えるとありますが、予算が必要な部分の検討を再度お願いします。特にご高齢の方や運転免許を返納された方の移動手段の確保は重要な課題となっています。町長は給食費の無償化について考えをもたれているようですが、子育て世代子ども政策ばかりではなく、これまで嘉島町を支えてくださったご高齢の方に対しても手厚い支援をしていただき、みんなが住んでよかった嘉島町と思えるようなまちづくりをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で木下議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許しま

す。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番 穴井です。私のほうから3つ質問させていただきます。

まず、1つ目、企業誘致は税収増の一途かということでお尋ねいたします。要旨としますと、現在の嘉島町の人口は15年前の8,800人から10,200人と増え続けております。そして、法人の数も400から約570と増加をしております。とても気になり調べましたところ、人口増に伴って個人町民税は増収している。ですが、法人町民税は令和4年は減少し、その額5,000万円。固定資産税は不動産の取得により増収となりますけれども、法人町民税は企業の所得に左右されるからそうはいきません。

企業誘致を盛んに実施してきた嘉島町であります。新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた企業の経営状況によるものだと思います。せっかく企業誘致に力を入れてきた30数年の今、法人町民税が減収というのは、とても残念に思います。

そこで、1つ目、嘉島町の企業の経営、個人事業主を応援することについて、今後町はどのようなバックアップをお考えか。2つ目、地域資源を有効に活用したり、地域イベントを開催したりとさまざまな取り組みが地域に還元されるものではないかと考えます。町のお考えを問います。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。企業数は増加しているが、法人町民税は減少しているのご指摘ですが、法人町民税のうち法人税割については、企業会計上の収益から費用を差し引いた、利益に法人税法に基づいて加算や減産がされる税務調査により課税所得が算出されることから、景気の動向に影響を受けやすく、毎年変動しています。

また、平成28年の地方税法の改正により、地方法人課税の偏在是正のため、法人町民税法人税割の税率が引き下げられたとともに、地方法人税（国税）が創設され、その全額が地方交付税の財源となりました。このことに伴い、本町の法人税割の税率も平成26年9月30日までに開始した事業年度分は12.3%、令和元年9月30日までに開始した分は9.7%、令和元年10月1日以後に開始する分は6.0%と引き下げたことも税収が伸びていない要因のひとつではないかと推測されます。

一方で、均等割については企業数の増加に比例して増加する性質であるため、法人税割の減収分が縮減されていることは企業誘致の成果ではないかと考えます。

町としてもコロナ禍などによる景気低迷の時期においては事業継続支援金や利子補給による事業者支援をはじめ、消費喚起するためのプレミアム付商品券事業を実施するなど対策を行なってきたところです。

近年の物価高騰や人件費上昇などの経済環境の変化は、企業経営に大きな影響を与え、現状厳しい状況であるかと思います。企業収益が悪化すると税収減につながり、自治体財政への影響が懸念されますので、経済の動向を注視しながら状況に応じた支援策を検討してまいります。

また、各事業所においてさまざまな地域貢献活動を実施されているかと思います。一例を挙げますと、先月、熊本南工業団地協同組合において組合設立50周年ということで周辺住民の方も案内して秋祭りを開催されました。地元の子どもたちをはじめ多くの来場者は喜ばれたのではないかと思います。町としても事業者の意向も踏まえ、紹介できる事例については町のホームページなどで紹介していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 回答ありがとうございます。減収は平成28年の地方税法の改正に伴う地方法人課税の偏在是正のため、法人町民税法人税割の税率が引き下げられた等の理由も理解しました。町民からは常々大企業の誘致により、非常に財政は豊かだと期待をいただいていることをたびたびお聞きしておりまして、この度の税収の減少は私も驚きもありまして、質問させていただいたところです。

私自身のことを申しますと、議員になる前は法人にて飲食店の経営責任者でありましたが、コロナ禍において、とても孤独感を感じていたことを思い出します。それは事情努力と言われてしまえば、それまでなんですけれども、それはご存知のように大きな影響を受けて、町へ納める税もちろん減税となっております。

プレミアム商品券などそのときにできることを精一杯企画していただいたことは感謝申し上げます。非常に不安を抱えての毎日でありましたので、今後また同様な事態が起きた場合に事業者の不安を軽減した

り、また、仰るとおり近年の物価高騰や人件費上昇により企業の減収益となれば、町の税収減となることで町財政は厳しいものになることが予想されます。注視して状況に応じた支援策を検討すること、よろしくお願ひしたいと思います。

また、嘉島町の地域資源について、この町に住むものとしてなかなか気づいていないこともあるのではないかと思います。浮島であったり、井寺古墳であったり、六嘉の足手荒神や六嘉祭りだったりです。魅力的な観光スポットであるにもかかわらず、活かされていっていないことはもったいないと思いませんか。町観光パンフレットの改訂もぜひお願ひしたいことの一つです。観光客イベントの開催にて地域の魅力を体験できるイベントやフェスティバルを開催することで嘉島町の消費を促進することができます。地域資源を活用した起業家の育成についても新事業を創出促進し、雇用と経済活性を図ることもできるのではないかと考えます。これは私の一想像ですが、例えば、嘉島町買い物アプリを創出し、嘉島町内で買い物をしたり、理容や美容など利用した際にポイントを還元し、町外への消費流出を防ぐなど今後そのようなことにも期待したいと思います。実際に実施されているPayPayであなたの町を応援しようと自治体と連携したプロジェクトなど、山都町などで実施されているキャンペーンなども検討してみるなど町職員により、どんどん発案していただければ今後に期待しております。

さまざまな方法を組み合わせることで地域資源を効果的に活用し、税収増加につながることに大きく期待をしております。

続きまして2点目の質問です。町長の就任前の公約についてお尋ねです。鍋田町長が町長に就任されて1年が経過いたしました。町長選での公約では、子どもや高齢者にやさしいまちづくりを挙げられ、「給食費の完全無償化を全国の先行事例を研究して実現への道筋を付けたいと考えています」と述べられておられますし、ホームページの就任のご挨拶にも今も掲載されています。公約に挙げられていたことは、子育て世代のご家庭からの期待が非常に高いことから、1点目、給食費無償化の予定はあるのか。あるとすれば、財源はどのようにお考えか。2点目、子どもたちの登下校の通学路の安全対策はどのようにお考えか。お尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 3番 穴井議員にお答えします。給食費の無償化につきましては、議員が述べられたとおり私の公約であり、子育てしやすいまちづくりのために、ぜひ実現させたいと考えています。

児童・生徒の増加に伴う校舎増築を含む小中学校の施設整備に多額の経費を要することなど、厳しい財政常用が見込まれるなかで、給食費に無償化について検討してまいりました。

今後の方針としては、学校給食の完全無償化を目指すところでありますが、財政状況を勘案して、来年度から一部無償化を実施し、段階的な拡充を行なっていきたいと考えております。

具体的には、小中学校に通う児童・生徒のなかで一番上の子ども、第1子は給食費の半額を免除し、第2子以降の児童・生徒については無償化を行う方向で検討を進めています。

財源につきましては、ふるさと納税や企業誘致等への取組みを進め、更なる財源確保に努めるとともに、行財政改革の積極的な推進を図ってまいります。詳細については、来年度当初予算編成作業と並行して検討を進めてまいります。

二つ目の通学路の安全対策につきましては、児童・生徒が安全に通学できる通学路の確保に向けて、教育委員会、町建設課、学校、PTA、警察、県地域振興局などの関係機関を構成員とする嘉島町通学路安全推進会議を設置し、安全確保に向けての協議を行なっています。ハード面では、道路拡幅や歩道設置、カラー舗装、標識や看板等の設置などの整備。ソフト面では、通学路の見直しや交通規制の要望等の取組みを行なっております。具体的な事業として、その会議のなかで対策箇所として挙がっていた中学校北側の町道上島下六嘉線等の歩道設置に来年度から着手する予定です。引き続き、児童・生徒の安全な通学路確保に向けて、さまざまな取組みを効率的に行なってまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございました。給食費については来年度から一部無償化を実施する方向ということは初めてお聞きしましたし、これについて積極的に進めていかれますことに敬意を表したいと思います。財源については、ふるさと納税や企業誘致等の取組みを進めていかれるとのことのお話。これについてふるさと納税も、先ほど質問した企業誘致における税収も大きな財源、保証されたものではない

ため、ややもすれば財源が厳しいと無償化がストップしてしまったりのないよう、しっかりと中長期資金計画など、言うまでもないでしょうけれどもファンドレイジング計画戦略等をよろしく願いをしたいと思います。また、近い将来の完全無償化もぜひよろしく願いいたします。

通学路の安全対策において嘉島町通学路安全推進会議というものが設置されるということ、期待したいと思います。西小学校においては歩道橋の改修も終了しましたので、来年度に向けた通学路の見直しをしたり、歩道橋を有効に利用されますことを希望いたします。中学校の北側の町道上島下六嘉線等の歩道については、私事ですが、私の身内が二人ともこの直線道路にて交通事故に遭っておりますので、はやく着手してほしいと願っていた一人としては大変うれしく思います。児童・生徒を守り、次の時代へつなぐ使命がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目の質問に入ります。嘉島町に居住されている外国人は現在160数名が居住されておりますが、その対応についてお尋ねいたします。在住外国人への広報はどのように行われているのでしょうか。熊本地震の際、指定避難所での外国人の姿が見えなかった記憶があります。その後、国際交流会館へ移動されたと知ることができました。高齢者、子ども、障がい者にやさしい嘉島町であるならば外国人の方々にもやさしい町であってほしいと願います。ご質問いたします。

1点目、町は外国人への防災の取組みをどのようにお考えですか。

2点目、在住外国人への窓口での対応はスムーズに行われているのでしょうか。

3点目、多文化共生社会を目指し、在住外国人と共にコミュニティを創設し、幼いころから外国の方と交流し、関わる子どもたちを増やし、グローバルな人材育成も自然に生まれる環境ができるのではないかと考えております。町の考えをお尋ねします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願いいたします。3番穴井議員の質問の嘉島町に居住されている外国人の方に関するご質問にお答えします。

1点目の町の外国人への防災の取組みについての質問にお答えします。外国人の方も含め、転入者すべての方に窓口手続きの際に嘉島町ハザードマップをお配りしております。マップのなかには洪水浸水想定区域や指定緊急避難場所一覧なども記載されています。

取り組むなかで、まず考えられるのは避難所での言葉の壁があります。

現状としましては、以前から外国人避難者も同様に避難所への受け入れは行なっております。

現在、熊本県が進めている多言語同時通訳サービスがありますが、避難所を運営している職員が利用できるサービス（電話番号は外部非公開）で、外国人避難者の前でコールセンターに電話をし、スピーカー機能により、伝えたい内容をコールセンターに伝え、外国語で同時に通訳するサービスなどを利用して、外国人の方にもやさしく対応できる避難所の体制を図りたいと考えております。

今後は、このようなサービスなどを活用しながら、外国人の方でも安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

2点目の在住外国人への窓口での対応についての質問にお答えします。令和6年10月末時点の外国人登録者数は164名で、1年前と比較すると25名増えています。

最近、転入が多いのは主に近隣の工場で働く技能実習生であり、転入手続きの際は日本人の方が付き添っていることが多いため、スムーズに手続きができています。

今後に向けては、外国人登録者数の推移や外国人の方のニーズを考慮しながら、必要に応じて外国人相談窓口の設置や多言語翻訳機の導入等を検討してまいります。

3点目の多文化共生社会を目指し、在住外国人と共にコミュニティの創設などに関する質問にお答えします。人口減少のなかで各産業において労働者としての外国の方々の需要は、今後もより一層高まると推測されます。このようななか、多文化共生社会の実現は本町の住民の皆さん、外国人住民の方々、双方にとって安心・安全な暮らしを送るために、検討すべき課題だと考えます。

熊本県においても、9月に熊本県外国人材との共生推進本部が立ち上がり、多文化共生や外国人材受入に関する話し合いが行われており、県としての多文化共生社会の推進について、方向性が示されていくと思われれます。

本町においても、県の動向を注視しながら、在住外国人とのコミュニティ創設も含めて、どのような方法が多文化共生社会の実現、外国人住民と地域住民との交流促進により寄与できるのか、ほかの自治体の取組みも参考にしながら検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 回答ありがとうございます。今のご回答のなかでハザードマップについてですが、今のところ日本語表記だと思います。これは熊本市のホームページからの資料でございますけれども、ホームページに多言語対応が防災について対応がなされております。熊本地震での外国人の避難所のことについて、先ほども申しましたとおり、国際交流会館へ移動されたというお話をしましたが、一般財団法人熊本市国際交流振興事業団事務局長 八木様の記録が手元にごさしまして、一部ご紹介をしたいと思っております。いろいろまえがきとかがありますが、割愛させていただきまして必要な箇所をご紹介します。情報多言語化が不十分だったということで、熊本地震発災時、テレビやラジオの災害情報はほとんど日本語だった。避難所の受付案内や放送はすべて日本語であった。掲示は漢字が入った日本語表記。日本語の日常会話に不自由しなかった在留歴が長い外国人も震災時に使われた給水、給水所、物資、物資配給と普段使われない単語が理解できませんでした。避難所で日本語の案内に咄嗟に反応する日本人の行動についていけず、ストレスを感じた外国人や豚やアルコール厳禁のムスリム（イスラム教徒）は食糧配給時に使われている食材を尋ねても回答を得られず、避難所を出ていったケースがあった。避難所に関する知識不足。熊本地震発災時指定避難所へ行った外国人は少なかった。夫が仕事で外出中に被災したフィリピン人配偶者は教会へ。ムスリムはモスク（イスラム教礼拝堂）へ駆け込んだ。彼らは指定避難所には行かず、生活基盤の教会やモスクに心のよりどころを求めた。日本での公的支援は行政が中心で校区単位で学校や市民センターに指定避難所が開設されるが、各国事情は異なる。避難所で水、食料や毛布等の物資配給が無償で受けられることを知らなかった外国人が多かった。避難所に行ったが、日本語の対応のみ。避難所生活にストレスを感じ、サービスが始まる前に避難所を去った外国人も多い。母国の建築事情から建物の中へ入ることに不安を感じた外国人も多くいた。公園やスーパーの駐車場で夜間を過ごしたり、車中泊をしたり、避難所の入口付近から中に入れず、日本人避難者とトラブルになったケースもあった。ここから、先ほどのコミュニティのお話になると思うのですが、希薄な近所関係。外国人と日本人の近所関係が希薄であった。外国人が多く住んでいる地域の日本人から被災した外国人に遭遇したが、言語の違いから声をかけられなかったと聞く。外国人は中国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、バングラディシュ等、国籍ごとや留学生、外国人配偶者等在留資格ごとのコミュニティ内で災害情報をSNSで交換した。コミュニティ内には日本語がわかるメンバーがいたり、メンバーで助け合ったり、防災減災機能が機能するが、留学生間のLINEでは気象庁の津波注意報が英語に翻訳して流され、すぐに解除されたにもかかわらず、訂正されないままで長い間留学生を不安にした。少ない国籍や仕事、研究時間の拘束からコミュニティ活動に参加していない外国人もいることから、平時から生活基盤となる地域の日本人とつながりを構築しておくことがより重要である。このつながりは課題解決にとどまらず、外国人が日本人の高齢者や障がい者、そして外国人観光客等災害弱者を支援する側となることが期待できると記録されています。

嘉島町のホームページも多言語の対応も早期に行なっていただいております。感謝申し上げます。防災についても、今の記録にありますようなことを踏まえ、今後ともよろしく願いいたします。また、窓口での対応についてですが、熊本県が多言語同時通訳サービスというものがあるんですね。私は存じ上げませんでしたが、窓口の手続きにおいて、日本人の方が付き添っていてこれまでは問題がないとのことでしたが、言い換えますと嘉島町の窓口では外国人一人での対応はハードルが高いとの認識もあり、付き添っていらっしゃることも十分考えられます。日本の行政窓口では外国人の対応が近年、ますます重要になってきております。外国人の方々にとって、言葉の壁、文化の違いは行政の敷居が高くなってしまうため、外国人の方も安心して利用できる対応をよろしく願いいたします。

福祉現場では先ほどの課長のお言葉のなかにもありましたけれども、人手不足により外国人労働者の奪い合い現象も起きているような状況です。先ほども申しましたが、災害弱者、社会的弱者に対して外国人の存在に助けられる社会も待たない状況でございます。有事の際のことも考えると、在住外国人との積極的にコミュニケーションを図るために日常に交流を促進していくことが望ましいと思います。合志市では、古民家を活用し、定期的にカフェで場を作り、そこでは日本の文化を教えたりと国際交流がなされています。参加された台湾出身のご家族は、このような機会をもっと増やしてもらったら嬉しいとおっしゃっておられました。質問で申したように、若い頃から外国の方と交流し、関わる子どもたちが増えることでグローバルな人材育成も自然にうまれる環境ができるのではないかと考えます。

行政ができないことは民間主導で実施されるNPO団体の活動を全面的に後方で支えていただけたらと思

います。以上です。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番 齊藤です。カスタマーハラスメントの対策についてご質問いたします。6月議会でカスハラの問題に対して、国の法整備が検討されており、国の動向を注視しながら対応したいとのことでした。国の整備は進んでいないように思われます。熊本市などカスハラ対策として、職員の身に着ける名札の表記や庁舎の電話に自動録音装置の導入を検討すると報道がありました。町としても、職員が安心して働ける環境を整えることも大事と考え、自動録音装置の導入など検討してはと思いますが、町の考えはいかがかということで質問いたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 4番 齊藤議員のカスタマーハラスメントの対策に関する質問にお答えをいたします。

まず、国の法整備については2025年の通常国会に労働施策総合推進法の改正案が提出される予定となっております。町の規定整備については、その内容について確認したうえで、近隣の市町村の動向をみながら進めたいとの考えは変わりません。

それ以外の対応策として、自動通話録音機能や録音前ガイダンス機能のある電話機導入に関する予算を令和6年度当初予算において配分していただいております。今年度末までの導入予定となっております。導入後はガイダンスがありますので、電話が繋がるまでに少しお待ちいただくことになりますが、証拠の保持などのカスタマーハラスメント対策以外にも、電話応対品質の向上とともに、電話内容からの性格な状況把握や問題解決の迅速化も期待できます。

次に、職員の名札の表記については近隣自治体の動向を踏まえ、現在名札の運用方法について検討しております。名札の廃止、苗字のみの表記、ひらがなでの表記、ニックネームやイニシャルでの表記などさまざまな方法があるなか、職員の個人情報流出対策も講じながら来庁される皆様にとって、ご不便をおかけしないような取り組みにしたうえで、今後導入したいと思っております。

職員には不要な心配を抱えずに職務に専念してもらうため、今後も職員が安心して働くことができる環境整備に努めてまいります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 回答ありがとうございました。カスハラ法の法整備については先日、新聞に掲載があり、来年度法改正する検討に入ったとあり、また、すべてのハラスメントが許されないとの理念を労働総合推進法に明記する方向とことが書いてありました。次に、電話の自動録音装置については今年度末に導入予定になっており、お互いの話が聞けるので証拠事例にもなり、あとの判断がしやすくなると考えます。次に、職員の名札の表記については職員、住民の意見を聞いてはやめに導入できるようにと考えています。

以上で質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で齊藤議員の質問を終わります。続いて5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。議席番号5番 園田です。今回は二つのことについて質問いたします。

まず、管理不良状態の空き地対策の方向性についてお尋ねいたします。国土交通省の資料によれば、土地所有者の高齢化が進むなかで、都市の内部において空き地などの低未利用空間が発生する現象、いわゆる都心のスポンジ化の進行で全国的に空き地の面積が急増しており、草木の繁茂、それに伴う隣地への枝葉の越境、害虫・害獣の発生、また、ごみの投棄、火災等の災害発生の懸念などによる住環境の悪化が指摘されております。このような管理不良の空き地対策に関して、次の4点について町の方向性をお聞かせください。

1点目、土地所有者が高齢であったり、遠隔地に居住している、あるいは相続により義務的に所有していることで適正に管理されず放置されている場合の対応について。

2点目、全国市区町村の約4分の1が空き地の適正管理を目的とし、所有者の責務や自治体の規制措置等を定める「空き地条例」を制定しているが、空き地条例を制定する考えの有無について。

3点目、空き地の利活用を推進するために「空き地バンク」を設置することについて。

最後に4点目、住宅地内の管理されていない空き地が将来的に宅地として利用見込みが低い場合、宅地から農園や町民菜園としての利用を含めた緑地への利用転換を誘導するための検討を始めることについて。

以上4点をお尋ねします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。5番 園田議員の質問にお答えします。

1点目の管理不全土地への対応につきましては、土地基本法が令和2年に改正され、基本理念など法律全般にわたり、土地の適正な利用のみならず、適正な管理が必要であることが明示されました。併せて、新たに土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務が明記され、国及び地方公共団体に対して「所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置を講ずるよう努める」、国及び地方公共団体は広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない等が記載されております。

同法の規定に基づき所有者等に対して、空き地の適切な管理や利活用の意識付け、啓発を行い、新たな空き地の発生を抑制していくこととしています。

2点目、条例の制定についてとなりますが、空き地に関する具体的な規制を行う法律はないことから、空き地全般にわたる適正な管理に資するため、空き地条例を制定している自治体もあります。

条例では、根拠法令がないため、空き地の特別措置法を参考に指導・助言、勧告、命令、代執行等を規定している条例が多く、空き地と空き地を合わせた総合的な条例の例もございます。条例の制定にあたっては、目的や方針、取り組み内容など本町が推進すべき姿勢を明確にする必要がありますので、今後、他自治体の取り組みを参考にしながら、条例の制定も含め、調査・研究してまいりたいと考えております。

3点目、空き地バンクの設置及び、4点目、利用転換への誘導を始める考えにつきましては、先ほど条例制定で申しました、今後の取り組み内容を検討する段階で必要性の有無を含め検討したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 民法第233条の改正により、令和5年4月1日より一定の条件を満たす場合には越境された土地の所有者が自ら枝を切ることができるようになりましたが、これはあくまでも越境してきた部分のみになるため住環境を完全に改善するには至っておりません。また、今定例会の報告事項第7号のような事故によって、土地所有者でない町に損害賠償責任が発生しております。国においては空き地対策の推進や所有者不明土地問題に取り組んでいるようですけれども、管理不良の空き地に対して何とかしてほしいという町民の声も聞かれますので、町としても管理不良の空き地問題対策に向けて対策できる体制を整えていただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に移らせていただきます。災害時用特設公衆電話の設置状況についてお尋ねいたします。災害発生時には通信の輻輳により、固定電話や携帯電話が繋がりにくくなるが、公衆電話は通信規制の対象外で固定電話より優先的に電話が繋がりがやすいため、避難者の安否確認等の有効な手段として災害時用特設公衆電話が導入されております。NTT西日本の資料によれば特設公衆電話は嘉島町民体育館の事務室内に1回線構築されております。災害時用特設公衆電話の設置について、次の3点についてお尋ねいたします。

まず、1点目。体育館に回線が設置されておりますけれども、災害時に速やかに使用できるように電話機が準備されているでしょうか。

2点目、NTTの基準では、避難所収容人数100名当たり1台となっておりますけれども、1回線で問題ないでしょうか。

最後に3点目です。優先避難所となっております町民会館には、特設公衆電話を設置する計画がありますでしょうか。また、特設公衆電話の設置を拡大するお考えはありますか。

以上、3点についてお尋ねします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 5番 園田議員の質問の災害時用特設公衆電話の設置状況についてお答えをいたします。現状は、災害時の通信手段を確保するために、令和2年9月1日に嘉島町と西日本電信電話株式会社（NTT西日本）とのあいだで、特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでおり、嘉島町民体育館に1回線引いております。災害時には町で保有している電話機を接続して、すぐに利用できる状態でございます。

NTT西日本の設置の考え方は「施設収容人数100名当たり1台を基本とし、自治体と協議のうえ決定」と明記してあります。

今後としましては、避難所開設順位1位の町民会館への回線の構築など設置場所の拡大を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 町民体育館に回線が引かれたのは令和2年9月1日ということですが、熊本地震以降となりますので、実際に使ったことはないのだろうと思います。災害時には発生時に問題なく利用できるかどうか定期的に作動確認を行う必要があると考えております。また、熊本地震時の町民体育館に避難された人数を考えれば、1回線ではとても対応できないはずですが、無料で回線を増やせるわけではございませんので、費用対効果も考慮して、今後の設置場所、設置回線数を検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で園田議員の質問を終わります。続いて7番 満田議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） おはようございます。7番 満田より一般質問を行います。給食費無償化の実現はということで、今回の質問はほかの議員さんと重複する内容でもございますけれども、それだけ町民の関心が強いということでご了承いただきたいと思います。

質問の要旨としまして、町長ご就任の節目にあたり、ご自身の政治信条と首長としてのビジョンについて、公約に掲げられました長期的なものはじっくりと実行されていいと考えますけれども、第一に挙げられた給食費無償化は、特に子育て世代の町民に「どうなっているのですか」とお尋ねされることが多いようです。

政府が2023年6月に公表した少子化対策「こども未来戦略方針」を受けたもので、無償化の実現に向けた実態調査を行い、文科省が全国の自治体の給食費無償化の状況を公表しておりますが、2023年9月時点で全国1,794自治体のうち30.5%を占める547自治体が無償化しております。

県内も同様に45市町村のなかで31%の14市町村が実施されており、財源確保が大きな課題とされています。

本町の給食無償化実現が現状でどのように取り組まれて、次年度以降の計画についてお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 6番 満田議員にお答えします。学校給食の無償化は私の公約であり、ぜひ実現させたいと考えています。厳しい財政状況が見込まれるなかで、学校給食の完全無償化を目指すところでありますが、来年度から一部無償化を実施し、段階的な拡充を行なっていきたいと考えています。

具体的には、小中学校に通う児童・生徒のなかで一番上の子ども、第1子は給食費の半額を免除し、第2子以降の児童・生徒については無償化を行う方向で検討を進めています。

給食費の無償化を実施する自治体は、今後も全国的に増加していくと考えられ、国や県による施策の動向も注視しつつ、来年度当初予算編成作業と並行して制度の詳細について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 公約実現に向けて来年度から一部無償化を実施し、段階的な拡充とお答えをいただきました。給食費はもともと、学校給食法で保護者が負担しなければならないと認識しております。しかしながら、子育て支援の観点から給食費無償化を否定するものではございません。財源等を含め、総合的な検討が必要です。支払が厳しい家庭においては町の就学援助により、給食費についても補助を行なって

おり、家庭の負担は発生しておらず、本町は昨年から小中学生の保護者の同意を得て、児童手当からの徴収を始めたばかりでもあります。では、次に、一部無償化と完全無償化を実施した際の歳出がどれほどの金額であるかをお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） お答えします。一部無償化を実施した場合の所要額は約4,900万円。また、完全無償化を実施した場合は約6,800万円と想定しています。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 金額については、ある程度不足分が理解できました。私の思いは、財政の裏付けを明確にされ、議会を含め町民の皆様が納得いく計画、予算編成をお願いしたいということです。また、私自身は今回の答弁で町長のお考えで実現させたいと答弁され、心強く感じております。先ほど、穴井議員のときに財源のことで企業誘致とふるさと納税について税収入とおっしゃいました。今後、企業が何社増えて、それに伴う税収がどれだけの収益、増収が見込まれるのかとか、トップセールスとして何社をアプローチされますとかお聞きしたい部分もあるんですけども、例えば、ふるさと納税に関しましては本町から町外へ転出されて今活躍されている方へのリストを作成したりとか、依頼文を発信するとか、町民からの紹介で家族とかにオブジェが取れた場合には何らかのインセンティブをその方に提供するとか、考えればいくつも出てくると思います。その辺は職員を含めて知恵を絞っていきたいと思います。頑張りましょう。

政策についての結果がどうであれ、新しく町が進化する情報や提案をたくさん語っていただき、また、上益城郡内広域での地域格差や各市長さんとの情報共有、連携強化も視野に入れた検討もお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で満田議員の質問を終わります。続いて8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） おはようございます。8番 増岡でございます。議長の許可がありましたので通告に従いまして質問を行ないます。これから質問に入ります。この定例会議では二つの質問をいたします。

我が嘉島町は、この三十数年間で人々が住んでみたい、そして住み続けたい町、活力ある町として全国から注目を集めるほどに発展いたしました。行政のトップであられる鍋田町長は我が町を更に発展させ、しっかりと次の世代に引き渡すためには、どのような行財政運営をやっているかと考えられているのかをお尋ねをするものでございます。私は、鍋田町長とこれからのまちづくり政策についてしっかりと議論をしていかなければならないという考えでおります。行政のトップは自らが目指す将来像を明確に定めて、自らの考えを議会に示し、そしてまちづくりを進めなければなりません。質問の都度、申し上げておりますが、私の質問と町長の答弁に誤謬や乖離が生じないように、次の二つの質問につきましても担当課長の答弁書だけによるのではなく、主体性をもった町長ご自身の考えを答弁としてお示しいただきたいと思います。

まず、1つ目の質問でございます。鍋田町長はこの12月議会を迎えまして、町長就任から1年となります。この間、さまざまな行財政問題や企業誘致など我が町のまちづくりにつきまして積極的に取り組んでこられたものと受け止めております。鍋田町長が掲げられました選挙公約の実現と併せまして、この1年間の総括していただき、町民にとってどのような成果があったのかお示しいただき、更にこれから取り組むべき課題と対応についてどのように考えておられるのか尋ねをいたします。町長お願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 8番 増岡議員の質問にお答えします。この1年間に於いて取り組まれた行財政運営全般について総括、更に今後の取り組むべき課題についてお答えいたします。

町長に就任して、ちょうど1年となりました。町長という重責を担い、まちづくりを進めるうえで、増岡議員をはじめ議員の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

この1年の総括と町長選の公約にどう取り組んでいるのかというご質問にまずお答えします。

公約では、子どもや高齢者にやさしいまちづくりを一番に掲げました。具体的には、給食費の完全無償化の実現を約束しており、この実現に向けて庁内で検討を進めてきました。先ほど満田議員、穴井議員の

質問にお答えしたように、来年の4月から一部無償化を行う方向で検討を進めております。これを手始めに将来的には完全無償化の実現を目指していきます。また、通学路の安全対策も公約でしたが、ドラッグストアモリと松前重義記念館をつなぐ交差点への横断歩道設置とカラー舗装を実現しました。中学校北側町道への歩道設置なども進めています。

また、児童・生徒数の増加に対応して東小学校の増築工事に着手しました。また、東西両小学校と中学校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しています。子どもたちが安心・安全に暮らせるまちづくりを引き続き推進していきます。

高齢者をめぐるっては、ゆうすいG0の運行時間の延長など、より使いやすい運用になるよう改善を進めていきます。また、4月にデジタル防災行政無線システムを始動しましたが、75歳以上の人のみで暮らす世帯には無償貸与で個別受信機の配備を進めるなど、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを進めていく所存です。

また、ひらかれた町政を目指すとともに、「皆様の声を町政に反映させます」と公約しておりました。この点については本年4月、役場玄関ロビーにご意見箱を設置しました。まちづくりへのご提案なども募っており、魅力あるまちづくりに反映していきます。このほか本年1月、役場1階に総合案内窓口を開設しました。これも公約の「住民にやさしいまちづくり」の一環として実現しました。

次に、今後、行財政運営と取り組むべき課題と対応についてお答えします。給食費無償化については国・県の補助金はなく、町独自の予算が必要です。児童・生徒数の増加に伴い、校舎増築など支出が膨らむなか、予算編成については、住民の暮らし向上に必要な事業は何かを精査しながら調整運営にあたります。

また、企業誘致についてですが、企業の進出は産業の振興や雇用の創出につながります。町の発展のために今後も企業誘致を進めていくことが必要だと考えています。いろんな企業から話もきており、町の環境保全等も考慮しながら、企業誘致に積極的に取り組んでいきます。

交通渋滞の緩和は熊本市中心部とのアクセス強化も課題ですが、ほかの自治体に先駆け、9月に木村知事が来庁され、直接対話することができました。引き続き、県とも情報の共有を進め、一つ一つ課題を解決していきたいと考えています。

これからも自然と開発のバランスを考えながら、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 鍋田町長が掲げられました選挙公約を含めまして、1年間の総括をただいましていただき、また取り組むべき課題と対応についてお答えがございました。しかし、私はもっと細かなことについて、内面的なことについて課題があるのではないかなというふうに感じております。

これから取り組むべき課題などの把握ということについて、町長ご自身は各担当課長から積極的にしっかりと聞き取りをされていないのではないかと感じております。なぜかと申しますと、私は先の9月議会一般質問のなかで行財政改革の推進が絶対必要ですよというようなことのなかで、下水道建設についての国からの補助金の方針は下水道概成95%といわれていると。概成というのは「おおまかにできあがった」ということです。95%がだいたいおおまかにできあがったと言われているということで、補助金は新設補助金から老朽化対策補助金に重きがシフトされますよと。現在、下水道の新設を進めている我が町の場合は国からの補助金の手薄になる可能性が十分あります。このことからしっかり我が町は行財政改革の一環として対応を考えるべきではないですかとの情報を提供いたしました。覚えておられることだと思います。

しかし、このことは議会終了後に実務担当課長などからの対応や対策を考えるということではなく、議会議場内での聞き流しで終わっておられるのではないかと私は感じております。

この補助金シフトの問題がこれからの下水道事業会計運営でどれだけ重要であり、財政を圧迫するのか承知でございましょうか。実務担当者から説明がなかったから知らなかったでは済まされない問題です。大きな問題でございまして。今後の事業推進に向けて、財源確保のための対応やそれに替わる代替案を当然検討されるべきではないでしょうか。

先ほどの1年間の総括では、町長の答弁のとおり人口の増加により小中学校の増築などについては、総合計画のなかでも先駆けて義務的に当然待ったなしで進めていかなければならない事業であり、課題でございまして。町長ご自身の公約である学校給食完全無償化につきましては、厳密には鍋田町長が公約されました実践が自身の課題であると思います。議会に大義名分を示して、議案として提案され、審議を求められてはじめて我が町の課題となると考えております。

我が嘉島町の行財政全般をみてみますと、いくつもの大きな課題が横たわっているのではないかと考えます。先ほどの答弁のなかで、町長ご自身が詳しくお話しされなかったので私のほうから少し踏み込んで課題を申し上げたいと思います。

具体的な例を挙げますと、令和7年度では中学校増築問題や人口増加に伴う扶助費の肥大化は以前から言われております。特に一般会計から公共下水道や簡易水道事業会計に毎年数億円単位での持ち出しと共に、これから着手しなければならない下水道の最終沈殿池の増設計画では二十数億円の事業費が予定されております。更に、役場庁舎をはじめとする公共施設の老朽化による維持管理など、多額の経費を要することは言うまでもなく、ご承知のとおりでございます。そのうえに、これまでの借金に加えて小学校中学校の増築事業のため、この借金の総額は前回の質問のなかで述べたとおりでございます。

このように、数多くの課題が横たわっております。我が町が取り組まなければならない事業は総合計画のなかの基本計画、あるいは実施計画として財源の裏付けをもって、計画が組み込まれております。しかし、新たな事業を実施するには、まず、国・県からの財源の裏付けを確認することが基本原則でございます。まして、町単独で行う事業については、よほどの潤沢な自主財源がなければ容易ではございません。先ほどの質問でもありましたが、自主財源であります法人町民税は減収傾向にあるようでございます。

廻りますが、記憶に新しいことでございます。鍋田町長は議員時代の令和元年3月定例議会で嘉島町と熊本市を結ぶモノレールの建設を提唱されました。私は突然のことで、国・県からの財源の裏付けを含めて、この小さな町にどこにそのような財源があるのか、無謀な提案と感じました。それは言うまでもなく、我が町のような小規模財政では、自主財源からして誰が考えても到底実現することができないことでございます。首長であれ、議員であれ、議案の提案提唱をするときは財源の裏付けの確証があって、はじめて行うものでございます。自ら財源をみつける、そして提案する。このことは行政側、そして議員側共に、非常に重要なことではないでしょうか。計画実現のために担当課長としっかりと事業内容を煮つめて提案提言を示してもらいたいものでございます。私もこの1年間、我が町が行財政問題、企業誘致、人口減少社会がもたらす課題など、これからの我が町のまちづくりの方向性について質問を投げかけてまいりました。それは、町民から次のような声を聞くからでございます。その声は「我が町の首長が行財政運営全体について、どのような考えをもって毎日の業務に携わっておられるのか。更に、町長と一体となって行政を進める職員に対してどのような具体的な業務方針を示されているのかを知りたい」という声でございます。この知りたいという町民の声は当然のことであり、まさしくこれからのまちづくり、そして鍋田町長が描かれる我が町の姿をしっかり知りたいということの表れでございます。当然私もそう考えます。

先の9月議会での私の一般質問に対する答弁では、毎週月曜日に課長会議を開き、職務部門間の互いの連携をとっている。更に、職員の意識改革のために「指示待ち職員になるな。物事を自分自身で考えるように、更には常日頃から自ら考え、自ら行動する職員になってほしい。」と言い続けているとのことでした。がしかし、このことが果たしてどこまで職員全体に浸透しているのか、私は幾ばくかの疑念を抱いております。

今回の町長の総括と取り組むべき課題のなかで、この職員の育成、職員を育てることについて示していただきたいと思っておりましたけれども、方針が示されておられませんので、職員を育てること、つまり人材育成についてお尋ねをいたします。

職員は我が町のまちづくりを担う人材、つまり資源でございます。我が町に住む人々の暮らしが良くなるようにそれぞれの職務分野において全力で毎日の業務に取り組んでいくはずでございます。職員はまちづくりを進めるためには無くてはならない人材資源であり、組織でもあります。組織において人材を育成するということは重要なことであります。鍋田町長は企業人でありましたので、企業経営では、この人材資源と人材育成を最も重要視することはご承知のとおりでございます。是非是非、目線を職員に向けて、まちづくりの主体となる職員の育成に力を注いでいただき、積極的、そして主体的な力強いまちづくりを進めてほしいものでございます。鍋田町長の職員を育てることについての考えをお答えいただきたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員、ご指摘ありがとうございます。建設課の関係でお話をされたというのはちょっと確認しておりませんので、議会が終わったあとに確認したいと思います。

そして、人材育成としてはトップダウンではなく、ボトムアップを考えております。そういうことで述べさせていただきます。増岡議員も総務課長の経験があり、職員育成には力を入れてこられたと思います。

そのなかで指導が徹底、浸透しているのかというのは非常に不安でございます。やはり指導を続けることの必要性を今、感じているところでございます。職員には役場職員として服務や規則を遵守し、公共性や中立性のある言語、もちろん町民に寄り添い、その声に真摯に耳を傾け、自分の使命は何か、町民の期待に応える働きができているのか、自分自身に問いかけを忘れないようにお願いをしています。また、組織はさまざまな人との関係性で成り立っております。相手に自分を理解してもらうには、自分自身の考えを組み立て、受け手の立場や状況を考え、どうすれば相手にその情報が伝わるか配慮しながら言葉を選ぶことが重要と思っております。そのためには、まず身近な人とあいさつやコミュニケーションを重ね、良い情報であれ、悪い情報であれ、きちんと伝えられる信頼関係を作っていただきたいと思います。お願いしています。

嘉島町を魅力ある町にするには、職員の皆さんということでお願いして、強みや長所を存分に発揮して嘉島町のために貢献していただきたいと職員の方にはお願いをしています。

以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ご答弁ありがとうございました。全職員を対象にしっかりと職員の育成をやっていたきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 増岡議員、一問目の質問はもう終わりですか。

○8番（増岡司君） 終わりです。

○議長（森田義雄君） 時間が押してまいりまして、午前中では終わりませんので午前中は増岡議員の質問の途中ですけれども、ここで休会し、午後は1時半から再開したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 増岡議員の二問目の質問は午後をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。これより休憩し、午後は1時半から再開をしたいと思っております。1時半までに議員の皆様は参集をお願いします。よろしくお願いいたします。どうもご苦勞様でした。

休憩 午前12時

○議長（森田義雄君） 時間より少し早いですけれども、皆様お揃いでございますので、午前中に引き続き開会をしたいと思っております。一般質問の続開となっております。増岡議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） それでは午前中に引き続きまして、二問目の質問を行います。

二つ目の質問は、人口減少社会とゆうすいの杜の土地利用についてでございます。嘉島町の人口規模は嘉島町 まち・ひと・しごと創生-人口ビジョンにより、分析・推計がなされております。まず、近い将来わが国における人口減少問題は避けては通れないことは紛れもないことでございます。国の研究機関であります社会人口問題研究所の日本の将来推計人口によりますと、日本の人口は2010年の1億2,806万人をピークに減少をはじめ、2040年の人口は約1億1,092万人に減少すると予測がなされております。そして、この時期になりますと、人口減少と少子高齢化が進み、さまざまな社会問題が顕著に表面化するといわれております。このようななかで嘉島町の人口ビジョンでは、2030年に約1万200人、2040年に約1万800人をピークに、それ以降は減少傾向となり、2060年に約1万400人の人口を維持することを目標としております。

私は今、我が嘉島町の将来の最大人口規模を再度検討し、見極める時期だと考えます。日本の人口が減少社会へと移行するなかで嘉島町に住む人々の定住化がどこまで進むのかということでございます。嘉島町の将来の最大人口規模を検討する中で、特にゆうすいの杜の土地利用計画につきましては、すでに決定されております計画に捉われることなく柔軟な土地利用を模索する考えはないのかということをお尋ねしたいと思います。

現在、ゆうすいの杜は土地区画整理事業による住宅地整備を主体に大規模な移住定住化が計画され進められております。対象地域の70.8ha全区画、保留地が900区画、民有地が500区画、合計いたしますと1400区画を住宅地として全体の販売が完了するまでには莫大な時間を要することは紛れもないことだと私は考えます。言い換えますと、ゆうすいの杜の住宅地は順次販売されてはいきますものの、地域の地権者の方々

にこれから先々、いつ販売が完了するかも知れない優良住宅地を温存させたままでもいいのかということでございます。我が国はすでに人口減少社会へと移行しております。ゆうすいの杜の土地利用計画とゆうすいの杜への移住定住計画がしっかりと連動して、計画どおりの住民の移住定住が進むのか疑問を持ち、そして危惧をいたします。申しますと、定住化計画と現実が整合を欠き、乖離するのではないかと不安も覚えております。

一方では、このゆうすいの杜と周辺一帯の環境は、ご承知のように豊かな自然と水に恵まれた素晴らしい環境を有しております。迫りくる人口減少問題と我が町に見込むことができる定住人口規模を検討するなかで、ゆうすいの杜を中心とする一角に自然環境に配慮したイメージ度の高い企業や研究機関を誘致する余地、つまり町長の考えはないかとお尋ねでございます。

私が申し上げたいのは、ゆうすいの杜で描かれましたまちづくり計画と現実とが乖離するのではないかという危惧を持っているからでございます。町長いかがでしょうか。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員の質問についてお答えします。

人口問題について、ご発言がありました。前段といたしまして、本町の人口は昭和30年には約9,000人と人口減少が進み、平成2年には約7,300人まで減少いたしました。昭和63年にまちづくり基本構想を策定し、並行して治水対策をはじめとするさまざまな政策や市街化区域編入に伴う土地区画整理事業などの市街地整備事業、また併せまして企業誘致の成果などもあり、令和4年8月には人口10,000人を突破したところでございます。現在も人口増が進んでいる状況は皆様もご存じのとおりであります。

昨年ご逝去されました前荒木町長の嘉島町を思うお気持ちや将来性のあるまちづくりの成果であると、あらためて敬意を表するところであります。

それでは、本題のご質問への回答になりますが、まず増岡議員が危惧されております人口減少と現在の土地利用計画との連動になりますが、第6次嘉島町総合計画におきましては人口の推移や各政策を踏まえ、2030年の目標人口を11,000人と設定しております。

現在、令和6年10月末の人口10,231人と2030年までの区画整理事業などの政策による人口の増加が約700人と推計してみますと、人口ビジョン及び総合計画における2030年の目標人口に比較的近いところまで推移していくと思っております。

2030年までの人口ビジョンと土地利用計画については、問題はないと考えております。ただし、嘉島町の将来的な土地利用計画では、ゆうすいの杜の事業計画を挙げております。計画では、先ほどの増岡議員が言われましたように1400区画、約4,000人の住居を計画しておりますので人口ビジョンの数値と町全体の政策の見直しや再検証の必要性を感じております。

増岡議員の質問を受け、今後、私の責務において町の政策を精査し、人口ビジョンと土地利用計画の見直し再検証の作業が必要であると、あらためて実感しているところであります。

見直し再検証の時期につきましては、令和12年度に控えております第7次総合計画を策定する段階で、そのときの町の状況や社会情勢、人口の推移状況を考慮したうえで、嘉島町における適正人口などを判断し、併せて土地利用計画を見直ししていくことが適切ではないかと考えております。

続きまして、ご質問の「ゆうすいの杜への企業や研究機関を誘致すること」に関しましては、人口ビジョンと土地利用計画の見直しで大きく影響するところであります。慎重に考える必要があります。大きな理由といたしましては、ゆうすいの杜の土地区画整理事業は平成25年8月に都市計画が決定されております。この都市計画の決定事項につきましては、ゆうすいの杜の地権者の皆様、地元住民の皆様、東部台地土地区画整理審議会委員の皆様にご協力やお願い、また、ご説明を今現在も継続して実施しております。現段階で私から企業誘致などに関しましては発言を控えさせていただきます。

ゆうすいの杜への企業誘致等に関しましては、今後、嘉島町の人口ビジョンや将来人口を見直ししていくなかで、あらためて嘉島町における目標人口や適正人口などを的確に予測していくことが必要になりますし、先ほど申し上げました第7次総合計画の策定とも大きく関係いたしますし、また併せまして、新たに町の将来像をどのように考えていくのかなどの審議を行なったうえで、更には現在ご協力とご理解をいただいております、ゆうすいの杜の地権者の皆様、地元住民の皆様、東部台地土地区画整理審議会委員の皆様へのご説明を経てからのご回答になるかと思しますので、何卒ご理解いただきたいと思います。

今後の見直しの作業には多くの時間や費用がかかります。町議会の皆様のご理解とご協力をあらためてお願いいたします。私からの答弁とさせていただきます。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 人口減少社会が進むなかで、我が町への移住定住の人口動態を分析しまして、将来の定住総人口と、特に年齢別の構成人口。これを見極めることが非常に重要でございます。これから先、子どもから高齢者までの地域総合福祉や学校教育と教育施設計画、更には医療、介護などのさまざまな施策が有用となると思います。このことにより、安定的な行財政運営と住民の満足度の最大化を図っていくことができます。

我が町は現在、集落内開発、地区計画、そしてゆうすいの杜に代表される土地区画整理事業の手法によって住宅地開発が進められております。これからは住宅地開発事業と併せて、本町への移住定住人口などを考慮した都市計画マスタープラン策定の検討も必要ではないかと私は考えます。場合によりましては、熊本都市計画の決定変更手続きなど一定の複雑で時間を要する手続きがあることを念頭に、ゆうすいの杜の土地利用の再検討が必要ではないでしょうか。この私がいたします提案が、もし将来の嘉島町に有益に働きますならば、計画を再検討することも一つのまちづくりに繋がるかと思えます。

嘉島町のまちづくりに決して禍根を残すことはできません。全力で取り組まなければならない課題ではないでしょうか。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） 以上で増岡議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

これより、議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第52号 嘉島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第53号 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第54号 嘉島町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第55号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第55号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 議案第56号についてお尋ねいたします。これは財政担当課長にお尋ねいたします。

お尋ねは、学校給食費を値上げしない処置として予算計上をされているものだと理解しております。

5ページでございます。歳入 国庫支出金 14款 国庫支出金 2項の国庫補助金 8目の総務費国庫補助金 909万4,000円。節では11の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。909万4,000円が計上されております。

歳出をみますと、11ページの9款 1項 教育総務費 2目の事務局費520万7,000円。18節の負担金補助及び交付金で520万7,000円が学校給食費補助金として計上されております。

この歳入歳出をみますと、400万円弱の差がございますが、地方創生臨時交付金900万円に対して、歳出が学校給食費補助金として500万円ちょっとということで約400万円の差が生じておりますが、この差はどこに充当されたのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） ただいまの増岡議員の質問にお答えします。

補正予算のことだと思いますけれども、まず歳入の14款の8ですが、909万4,000円ということで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということになっております。これにつきましては、給食の材料費の物価高騰に対することということで、この臨時交付金で充てております。

歳出のほうで説明いたします。歳出11ページですけれども、今回520万7,000円ということで計上させていただいておりますが、当初380万円ほど令和6年度当初予算で歳出を挙げておりました。これは給食費の物価高騰ということで、材料費が足りないということで、当初で400万弱挙げさせていただいていたと思います。それではまだ足りないということで520万7,000円に上げたということで、先ほどのトータルの歳入で909万4,000円ということで歳入に挙げさせていただいております。増岡議員が指摘されました400万円弱の差というのは、当初では380万円ぐらい挙げさせていただいた歳出につきましては、まだ一般財源で対応するというのでしておりました。今回は臨時交付金で充てられるということでしたので、財源組換といえますか、900万円すべて交付金で対応するというので今回挙げさせていただいたということでございます。

よろしいでしょうか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ありがとうございました。財源の振り分けはよくわかりました。

それから町長にお尋ねなんですけれども、この物価高騰地方創生臨時交付金は現在の嘉島町財政運営が我が町にとりましてありがたい財源ではございます。令和6年度は今の説明のように学校給食費の値上げを抑制するために、この交付金が投入されているということでございますし、私が知りたいのは令和7年度も継続して、この交付金が見込むことができるのかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員がご質問の臨時交付金についてでございます。先日、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が閣議決定され、低所得者世帯支援枠による住民税非課税世帯への支援と物価高の影響を受けた生活者や事業者への支援が予定されています。今後も国の動向を注視しながら、町としても対応してまいりますのでよろしくお願いします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ご答弁ありがとうございました。是非是非これから先も政府に要望活動をしていただき、また情報も早くキャッチしていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（森田義雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） ほかに質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第56号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第57号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第58号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第59号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議員提出議案の上程 質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第3 議員提出議案の上程 質疑 討論 採決となっております。

議員提出議案第2号 嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議員提出議案第2号 嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出 提出者 嘉島町議会運営委員長 川野 伸一

嘉島町議会議長 森田 義雄様

提案理由 議員定数の減少に伴い、議会改革の一環として常任委員会の統合を行うため、この条例を提出するものであります。詳細につきましては、別紙を参考していただき、ご審議願いますようよろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で提出者の説明を終わります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第2号 嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（森田義雄君） 続いて、議員提出議案第3号 嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 議員提出議案第3号 嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出 提出者 嘉島町議会運営委員長 川野 伸一

嘉島町議会議長 森田 義雄様

提案理由 令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのデジタル化等への対応及び文言調整等の見直しを行うため、本規則の一部を改正を行うものである。詳細につきましては、別紙を参考していただき、ご審議をお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で提出者の説明を終わります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） すみません。お時間いただきます。質疑です。携帯品なんですけれども、103条で「議場に入る者は帽子」が含まれているようなんですけれども、以前協議をした際に、医療的なケアの方で帽子着用の方がいらっしゃると思うんですけれども、それも事前に許可を得ることになりますでしょうか。

○議長（森田義雄君） 事前に議長から承諾をもらうということになりますので事前に通告をお願いしてもらえれば可能だと思います。

○3番（穴井智子君） 議場に入る前に事前に許可をいただくということですね。わかりました。

○議長（森田義雄君） いまのは、どちらなんですかね。傍聴、議員。

○3番（穴井智子君） 傍聴です。

○議長（森田義雄君） これは議場の話ですので。

○3番（穴井智子君） すみません。

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議員提出議案第3号 嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第4 議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会 会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「事務の調査」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

○議長（森田義雄君） ただいま、町長から同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についての件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第4号は追加日程第1として議題とすることに決定しました。

同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

記

氏名 木村 俊文

生年月日 昭和56年12月15日生

令和6年12月5日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 固定資産評価審査委員会委員の宮村博之氏が令和6年12月23日をもって任期満了となるので、同氏の後任として木村俊文氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくをお願いします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は町長より提案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

○議長（森田義雄君） ただいま、町長から同意案第5号 教育委員会の委員の任命についての件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第5号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。

同意案第5号 教育委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第5号 教育委員会の委員の任命について、下記の者を嘉島町教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

記

氏名 伊藤 洋典

生年月日 昭和35年6月15日生

令和6年12月5日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 教育委員会委員の伊藤洋典氏が令和6年12月11日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくをお願いします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は町長より提案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第5号 教育委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付されました案件はすべて終了しました。会議を閉じます。これにて、令和6年第4回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

閉会 午後2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和6年第4回 定例会

令和7年1月発行

発行人 嘉島町議会議長 森田 義雄
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

